

<法律家と専門家の視点から「コード時代に相応しい役員報酬のあり方」を多角的に考察>

## 「コーポレートガバナンス・コード」への対応を踏まえた

# 役員の業績評価・報酬改革

- 役員報酬の開示と法的課題への対応、方針策定と報酬諮問委員会の設置・運用、長期インセンティブ設計のポイント等 -

●日 時● 2015年 10月 22日(木) 10:00~17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』 TEL:03-5215-3511

## 解 説 I 『コード時代の役員報酬開示と法的課題』【法務編】

■外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー 弁護士/ニューヨーク州弁護士 清原 健 氏

【略歴】外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー(M&Aプラクティスグループ)。第一東京弁護士会所属(1992 年弁護士登録)、ニューヨーク州弁護士(1998 年登録)。東京大学法学部卒(1989 年)、米国ミンガン大学ロースクール卒(LL.M、1997 年)。第一東京弁護士会・総合法律研究所の金融商品取引法研究部会の元部会長(2004 年から 2011 年まで)。弁護士登録以来一貫して証券法制を中心とした法律業務を中核とし、現在の主な業務は、企業買収・提携等の企業間取引のほか、インサイダー取引規制、ディスクロージャー、内部統制、コーポレート・ガバナンス等に関する金融商品取引法や東証規則上のアドバイス。株主アクティビスト、インサイダー取引規制、証券訴訟、空売り規制、会計不正などのテーマに関して、日本経済新聞、朝日新聞、ファイナンシャルタイムス、ロイター、日経ビジネスでのコメント引用記事の他、セミナー講演、著書・論文多数。金融庁・コーポレート・ガバナンス連絡会議メンバー(2010 年度)、金融庁・開示制度ワーキング・グループ法制専門研究会委員(2011 年度)、企業会計審議会・監査部会臨時委員(2012 年度以降、現任)。

# Ⅱ 『コーポレートガバナンス・コードにおける経営者報酬に関する実務対応』【制度設計編】■ペイ・ガバナンス日本株式会社 マネージング・パートナー 阿部 直彦 氏

【略歴】20年を超える日米での経営者報酬コンサルティングの経験を有しており、本分野の、日本におけるパイオニア。米国 KPMG(ロサンゼルス)日系企業部ディレクター、タワーズペリン(現タワーズワトソン)のロサンゼルス(コンサルタント)を経て東京支店代表等を勤めた。2013年11月にペイ・ガバナンス日本株式会社の代表パートナーに就任。日本経済新聞、朝日新聞、日経ビジネス、ウオールストリートジャーナル、ビジネスウィークなど多くのメディアに対して経営者報酬に関するコメント及び論文の提供実績がある。日本取締役協会の経営者報酬ガイドラインのワーキンググループリーダーを、2002年以降継続して務める。1985年 應義塾大学商学部卒業。米国ペイ・ガバナンス LLC は、旧タワーズペリン経営者報酬部門のパートナーが中心となって設立された独立系経営者報酬コンサルティング会社。大規模クライアントの領域でのマーケットシェアが高く、&Pラージキャップ500社では、創設4年で、第2位にランクされている。ペイ・ガバナンス日本株式会社は、米国ペイ・ガバナンスのグローバルメンバーファームであり、日本初の独立系経営者報酬コンサルティング会社として設立された。

≪プログラム詳細は裏面をご覧ください≫

### 受講料●1名〈税込み、資料・昼食代含む〉

正会員 39,960 円 本体価格 37,000 円 - 般 43,200 円 本体価格 40,000 円

- ●申込書を FAX いただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ◆よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- ●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、 ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。
- ●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただくこともありますので、ご了承ください。

## 一般社団法人企業研究会

担当:上島 E-mail kamijima@bri.or.jp 〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 31MT ビル 2F TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

## 企業研究会 セミナー事務局宛

## FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ(http://www.bri.or.jp)からもお申込みいただけます。

151632-0503(※)			2015.10.22
申込書	役員の	業績評価・幸	<b>银酬改革</b>
会社名	フリガナ		
住 所	Ŧ		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属役職	
Eメール			ストルマナー・アングランス

<sup>\*</sup>お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

# 役員の業績評価・報酬改革

## ●プログラム●

#### 【法務編】

## 解説I

## 『コード時代の役員報酬開示と法的課題』

■外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー 弁護士/ニューヨーク州弁護士 清原 健 氏

10:00

- 1. コーポレートガバナンス・コードと役員報酬
  - (1) コードのアプローチ (プリンシプルベース・アプローチとコンプライ・オア・エクスプレイン)
  - (2) 業績評価と役員報酬にかかるコードの原則
  - (3)報酬に関する任意の仕組み(報酬諮問委員会)の活用

#### 2. 役員報酬と開示

- (1) コーポレートガバナンス報告書における役員報酬の開示事例
- (2) 株主・機関投資家等及び議決権行使助言機関の考え方
- (3) 今後の開示実務の進むべき方向

## 3. 役員報酬制度と法務

- (1) 会社法上の論点と課題
- (2) 信託型スキームをめぐる問題
- (3) 株式報酬とストックオプションの活用と留意点

### 4. 役員報酬をめぐる課題

- (1) 過年度決算訂正と業績連動型報酬
- (2) 株式報酬とインサイダー取引規制
- (3) 今後の展望とコメント

5. 質疑応答

※最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただく場合があります。

12:30

<昼食休憩>

## 【制度設計編】

## 解 説Ⅱ

## 『コーポレートガバナンス・コードにおける経営者報酬に関する実務対応』

■ペイ・ガバナンス日本株式会社 マネージング・パートナー 阿部 直彦 氏

#### 13:30

- 1. コーポレートガバナンス・コードにおける経営者報酬規制の解説
  - (1)経営幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
    - (2) 中長期的な企業の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けのある報酬とは
    - (3) 任意の報酬諮問委員会の活用や監査委員会(監査等委員会設置会社) について

## 2. コーポレートガバナンス・コード(報酬規制部分)への対応

### ~報酬方針の策定と開示対応、報酬委員会の設置・運営(決定手続き)

- (1)報酬方針とは(先進国ガバナンス規制に見る報酬方針の内容の解説)
- (2) 方針開示の事例研究(国内海外)と方針開示に関するベストエフォート
- (3) 報酬諮問委員会の設置と運用に関するベストエフォートとその開示

## 3. 経営者報酬の改革

- (1)報酬ガバナンス改革見直しのアプローチ
- (2)報酬の目的、水準とミックスの設定
- (3) 年次賞与の設計
- (4) 長期インセンティブの設計
  - ・改訂成長戦略 2015 における「株式報酬(譲渡制限付株式、パフォーマンスシェア)に関する整備」の解説
  - ・長期インセンティブの選択肢
  - ・株式報酬に関する価値算定(ブラックショールズ、モンテカルロシミレーション、二項モデル等)、 各種株式報酬制度における会計・税務の整理(※)
- (5) グローバル報酬との調和の検討

※3. (4) 第3項は、KPMG税理士法人 パートナー 伊東康彦氏が解説します。